消費税インボイス制度等税務個別相談窓口

北見商工会議所では、4月より消費税インボイス制度等個別相談窓口を設置し、インボイス制度導入等により事業環境変化の影響を受ける皆様のご相談を受付けます。

消費税インボイス制度については、令和5年10月1日より施行されておりますが、「インボイス登録は済ませたものの、実務オペレーションがしっかりと出来ておらず不安がある」「まだ、インボイス登録しておらず、自社は登録した方がいいのか判断しかねている」等のお悩みをお持ちの方は、ぜひ当個別相談窓口をご利用ください。

【相談内容の例】

- ・インボイス登録はしたものの、実務上のシステム構築が出来ていない
- ・インボイス登録をしていないが、今後問題が無いか不安がある
- ・インボイスや電子帳簿保存法等の処理のためデジタル化も考えたい
- ・電帳簿保存法って結局どうすればいい?

···等

◆相談員

佐藤史郎税理士事務所 所長 佐藤 史郎 氏

◆相談会場 北見経済センター会議室

◆相談時間 13:30~17:30

※お問合せいただいた時に時間調整させていただきます。



◆4~5月個別相談日程について

※都合により日程変更する場合あり

4月	15日(月)
5月	20日(月)

◆相談料

無料 中小・小規模事業者

(会員・非会員問わず)

◆主 催 北見商工会議所



※相談会は予約制とさせていただいておりますので、下記の連絡先まで、ご連絡をお願いいたします。

《相談・予約連絡先》

北見商工会議所 地域振興部 後藤・武田(TEL 23-4111)